

尖閣諸島の実効支配の強化及び領海内からの中国海警局艦艇の排除を強く求める意見書

尖閣諸島は我が国固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いのない事実であり、現にこれを有効に支配している。

国は尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権問題は存在しないとの見解である。しかし、中国海警局艦艇の尖閣諸島周辺海域での航行日数は 151 日を数え、領海侵犯も 30 日を数える。(7月14日現在)

日本の漁船が領海内で操業している時も、常に中国海警局艦艇は領海内に踏み留まり追尾し、威嚇し、漁労の安全な操業に支障をきたしている状況にある。

なぜ我が国は日本の領海内で中国海警局艦艇が領海侵犯を繰り返しているのを放置しているのか。

よって、本市議会は、政府において尖閣諸島の実効支配の強化及び領海内からの中国海警局艦艇の排除を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年7月16日

石垣市議会

宛先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、国土交通大臣、海上保安庁長官、沖縄県選出国會議員